

吸収分割に関する事後開示書類
(会社法第 791 条第 1 項第 1 号及び第 801 条第 3 項第 2 号
並びに会社法施行規則第 189 条に定める書面)

2024 年 4 月 1 日

スペースシャワー SKIYAKI ホールディングス株式会社
株式会社スペースシャワーネットワーク

2024年4月1日

吸収分割に関する事後開示書類

東京都港区六本木三丁目16番35号
スペースシャワーSK I Y A K Iホールディングス株式会社
代表取締役共同社長 林 吉 人
代表取締役共同社長 小久保 知洋

東京都港区六本木三丁目16番35号
株式会社スペースシャワーネットワーク
代表取締役社長 林 吉 人

スペースシャワーSK I Y A K Iホールディングス株式会社（2024年4月1日付変更前の商号は株式会社スペースシャワーネットワーク。以下「本分割会社」といいます。）と、本分割会社の完全子会社である株式会社スペースシャワーネットワーク（2024年4月1日付変更前の商号は株式会社スペースシャワーネットワーク分割準備会社。以下「本承継会社」といいます。）は、両社の間で2023年12月22日付で締結した吸収分割契約（以下「本吸収分割契約」といいます。）に基づき、2024年4月1日を効力発生日（以下「本効力発生日」といいます。）として、本分割会社を吸収分割会社とし、本承継会社を吸収分割承継会社として、グループ経営管理事業、資産管理事業及び不動産賃貸事業を除く本分割会社の営む一切の事業（以下「本事業」といいます。）を承継させる吸収分割（以下「本吸収分割」といいます。）を行いました。

本吸収分割に関し、会社法791条第1項及び第801条第3項第2号並びに会社法施行規則第189条の規定により開示すべき事項は、下記のとおりです。

記

1. 本吸収分割が効力を生じた日（会社法施行規則第189条第1号）
2024年4月1日
2. 吸収分割会社における会社法第784条の2、第785条、第787条及び第789条の規定による手続の経過（会社法施行規則第189条第2号）
 - （1）会社法第784条の2（吸収分割の差止請求）の規定による請求に係る手続の経過
会社法第784条の2の規定による請求を行った本分割会社の株主はおりませんでした。
 - （2）会社法第785条（株式買取請求）の規定による手続の経過

本分割会社は、会社法第 785 条第 3 項並びに社債、株式等の振替に関する法律第 155 条第 2 項及び第 161 条第 2 項の規定に基づき、2024 年 2 月 27 日付で、本分割会社の株主に対し、本吸収分割を行う旨、吸収分割承継会社である本承継会社の商号及び住所並びに買取口座を電子公告にて公告しましたが、会社法第 785 条第 5 項に定める期間内に、同条第 1 項に従って、本分割会社に対して株式の買取請求を行った株主はおりませんでした。

(3) 会社法第 787 条（新株予約権買取請求）の規定による手続の経過

該当事項はありません。

(4) 会社法第 789 条（債権者の異議）の規定による手続の経過

本分割会社は、会社法第 789 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づき、2024 年 2 月 27 日付で、本分割会社の債権者に対して、所定の事項を官報及び電子公告にて公告いたしましたが、会社法第 789 条第 1 項の規定により異議を述べた債権者はおりませんでした。

3. 吸収分割承継会社における会社法第 796 条の 2、第 797 条及び第 799 条の規定による手続の経過（会社法施行規則第 189 条第 3 号）

(1) 会社法第 796 条の 2（吸収分割の差止請求）の規定による請求に係る手続の経過

会社法第 796 条の 2 の規定による請求を行った本承継会社の株主はおりませんでした。

(2) 会社法第 797 条（株式買取請求）の規定による手続の経過

本承継会社の唯一の株主である本分割会社が特別支配株主に該当するため、本承継会社は、会社法第 797 条の規定による手続を行っておりません。

(3) 会社法第 799 条（債権者の異議）の規定による手続の経過

本承継会社は、会社法第 799 条第 2 項の規定に基づき、2024 年 2 月 27 日付で、本承継会社の債権者に対して、所定の事項を官報にて公告いたしましたが、会社法第 799 条第 1 項の規定により異議を述べた債権者はおりませんでした。なお、本承継会社においては、知っている債権者がいなかったため、会社法第 799 条第 2 項の規定による各別の催告は行っておりません。

4. 本吸収分割により吸収分割承継会社が吸収分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項（会社法施行規則第 189 条第 4 号）

本承継会社は、本効力発生日をもって、本吸収分割契約の定めに従い、本事業に関する資産、負債その他の権利義務を承継いたしました。これにより承継した資産の額は 4,680 百円、負債の額は 3,038 百円（いずれも暫定値）です。

5. 会社法第 923 条の変更の登記をした日（会社法施行規則第 189 条第 5 号）

2024 年 4 月 1 日（予定）

6. その他本吸収分割に関する重要な事項（会社法施行規則第 189 条第 6 号）

- (1) 本分割会社は、会社法第 783 条第 1 項の規定により、2024 年 1 月 26 日開催の臨時株主総会の決議によって、本吸収分割契約の承認を得ております。
- (2) 本吸収分割は、会社法第 796 条第 1 項に規定する略式吸収分割に該当するため、本承継会社は、会社法第 795 条第 1 項に規定する株主総会の決議による本吸収分割契約の承認を受けておりません。
- (3) 本分割会社は、本吸収分割に際し、会社分割に伴う労働契約の承継等に関する法律（以下「労働契約承継法」といいます。）第 7 条の規定に基づき労働者の理解と協力を得るよう努め、かつ、商法等の一部を改正する法律附則第 5 条の規定に基づく協議を行いました。また、本分割会社は、労働契約承継法第 2 条の規定に基づき、労働者に対して本吸収分割に関する通知を行いました。労働者から異議の申し出はありませんでした。
- (4) 本分割会社と株式会社 SKIYAKI との間の 2023 年 11 月 10 日付株式交換契約に基づく株式交換は、本効力発生日をもって、その効力を生じております。

以 上